

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	10,505 円 支出年月日 令和 6 年 1 月 23 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 名刺（300枚）、封筒長3（500枚）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

封筒 8,500円

名刺 3,250円 × 50% = 1,925円 合計 10,505円

領 収 証

山田かな事務所様

令和 6 年 1 月 23 日

412430

上記金額正に領収致しました。



大阪市西淀川区御幣島2丁目10番1号

はん いんさつ

印章・印刷の細

TEL:06-6472-0000

FAX:06-6477-0000

登録番号 T2810132198065 税率10%

日付	伝票番号	担当
2024/01/23	000216	

山田かな事務所

様

毎度ありがとうございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

大阪市西淀川区御船場2-10-3
TEL 06-6472-0001 FAX 06-6477-0472

品名・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1 長3サーモン85 500枚	1		7,800	7,800	
2 名刺片面 300枚	1		3,500	3,500	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考

合計金額	消費税	総額
11,300	1,130	¥12,430

<お振込先> みずほ銀行 西野田支店(普) 登録番号 T2810132198065

大阪維新の会 大阪市会議員

山田かな事務所

〒555-0032 大阪市西淀川区大和田3丁目4-15

TEL 06-6476-5200

FAX 06-6476-3319

大阪市議員

山田佳奈



〒五五五-〇〇三二
大阪市西淀川区大和田三丁目四十五
TEL 〇六-六四七六-五二〇〇

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 480 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 1 月 26 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 プリント代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 ;

領収書等添付欄

 FamilyMart大和田四丁目店
大阪府大阪市西淀川区
大和田4-2-14
電話：06-6476-5773

登録番号：T8810695574745

2024年1月26日（金）15:35
レジ 91

領 収 証

山田 かな 様

合 計 ￥480-
(10%対象) ￥480)
(内消費税等) ￥43)但し、プリント代として
上記正に領収いたしました<本証取扱い上のお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号：1504451X 00018284

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,750 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 1 月 27 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 ケース、ペーパータオル	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 ミラード大和田店 電話 06-6476-4161 株式会社ワッツ西日本販売 登録番号：T8260001003927 2024年1月27日（土）12時10分 POSNO.002 レシートNO.08215-756994	領収書	¥2,750- (内消費税等 ¥250) 支払内訳 現金 ¥2,750 但し 上記正に領収いたしました	発行元レシートNO. 20240127-002-03215-756284 財布等にはさんで保管頂く場合は、 印刷面を内側に折り保管して下さい ―――＜商品明細＞――― ポリエチレンケース ¥220込 ポリエチレンケース中 ¥550込 ポリエチレンケース大 ¥880込 ポリエチレンケース ¥990込 バガス配合ペーパータオル ¥110込 小計 5個 ¥2,750 お買上げ合計 ¥2,750 (内消費税等 ¥250) 10%対象 5個 ¥2,750 消費税 ¥250 計 0000022
---	-----	---	--

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	429 円
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	支出年月日
☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 事務所費	令和 6 年 1 月 27 日
☐ 要請・陳情活動費			使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
		山田 かな	
支出内容			
来客用飲料			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ありがとうございます
大和店 TEL 06-6477-7700
登録番号: T4140001123170

営業時間：朝9時～夜10時まで
ご来店誠にありがとうございます

2024年01月27日(土)12:15 ｼﾞ'0035

スNo000000014ここにし
スキャンNo0009 スキャンNo4076
賞No000000215お支払済ｼﾝ'215
*国内産24種ブレンド茶 ¥398
(税8% 対象 ¥398)
税8% ¥31
(税合計 ¥31)
お買上 ¥429
お預り ¥500
お釣り ¥71
お買上点数 1点
[*]印は軽減税率(8%)適用商品です



★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★
★↓↓駐車料金割引用↓↓★
★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★



ｼﾝ'No3717 店No00166

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 62,400 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 1 月 31 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 携帯機種代金	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 124,800 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



領収書

2024.01.31 10:34

山田かな事務所 様

小計: ¥ 124,800

内消費税 @10.00%

上記正に領収いたしました

印紙税申告納
付につき南
税務署承認済

Apple Shinsalbashi

Apple Japan, Inc.

〒542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋1-5-5

アーバンBLD心斎橋

登録番号: T3011103003992

shinsalbashi@apple.com

TEL.06-4965-2900

www.apple.com/jp/retail/shinsalbashi

iPhone 14 Plus 128GB バープル

¥ 124,800

部品番号: MQ4E3J/A

シリアル番号: [REDACTED]

返品期限: 2024.02.14

サポート情報:

www.apple.com/jp/support

合計 ¥ 124,800

お支払方法

お支払額 AMERICAN EXPRESS (非接

¥ 124,800

808285

お預かり金額

¥ 124,800

お釣り

¥ 0

内訳:

消費税率

合計

(税込)

10.00%

¥ 124,800



* 20240131R0911161146 *

ご利用のカードに請求いたします。 [REDACTED] (販売)

アプリケーションID: A000000025010801

トランザクションID: 732470

TVR: 0000008000

TSI: E800

署名で検証済み

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,930 円 支出年月日 令和 6 年 1 月 31 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 携帯機種アクセサリ（ケース、充電機）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 23,860 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 領収証	JCT registration number: T 3011103003992	Pos No. 20240131
山田 かな事務所 様		日付 2024 年 1 月 31 日
￥ 23,860 -		担当者
但 iPhone アクセサリ - ケース 上記正に領収いたしました		
支払方法		印紙税申告納付につき南 税務署承認済
☐ 現金	￥	
☒ クレジットカード	￥ 23,860 -	
☐	￥	
取扱金額		
消費税 (10%)		
お近くのApple Storeへのご意見をください。詳しくは www.apple.com/jp/retail/feedback まで。		Apple Shinsaibashi Apple Japan, Inc. (Apple Japan 合同会社) 大阪市中央区西心斎橋1-5-5 アーバンBLD心斎橋 142-0086
L34605A-JP		

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,476 円 支出年月日 令和 6 年 1 月 31 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 事務所インターネット（11月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

山田 かな 様 2024 年 1 月 31 日

★ 4476

但WiFi代・山田かな負担分(8951円×5=4476)

上記正に領収いたしました(11月分)

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

大阪府議会議員（西淀川）

中 川 誠 太

事務所 〒555-0032

大阪市西淀川区大和田3-4-15

TEL 06-6476-3312

〒555-0032
大阪府大阪市西淀川区大和田3丁目4-15
中川 誠太様

hi-ho
株式会社ハイホー
登録番号 T3010001109761

ご利用料金のご案内

平素より、弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご利用料金を下記の通りご案内させていただきます。

発行日	請求年月	ご請求金額	お支払方法	お支払期日
2023年 12月 21日	2023年11月	8,951円	SBS請求代行	

	小計 (税抜)	消費税合計	小計 (税込み)
10%対象額	8,138	813	8,951
8%対象額	0	0	0
不課税対象	0	0	0
非課税対象	0	0	0
非対象	0	0	0
合計	8,138円	813円	8,951円

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,500 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 1 月 31 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 灯油	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ENEOS

納品書(領収書)

2024年01月31日 17:18

売上
上 様 M
27205-900001-759
現金フリー
車両番号 実車番
6000-00
灯油 P13
数量 20.00L *
単価 125円 ￥2,500
.....
合計 ￥2,500
(消費税10%対象 ￥2,500
内消費税等 ￥227)

藤石油 大和田SS
大阪府大阪市西淀川区
大和田3丁目4-12
TEL:06-6473-0288 SS-027205
登録番号: T9810721589147
店-No 2067-02
デ-No 0741-0743
005土居 2024/01/31

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
		13,000	円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	令和 6 年 1 月 31 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
		山田 かな	
支出内容			
来客用 事務所駐車場代 2 月分			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

AMASHIN									
あましんキャッシュサービスご利用明細票									
いつもご利用いただきありがとうございます									
お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	支店コード	科目	口座番号			
お振込	24-01-31	060	1207	1688	0018	普通			
お取引金額 円									
¥13,000									
お取引後残高 円									
¥0									
お取扱店 手数料									
024									
お取扱時刻									
0913									

印刷税申告納付につき尼崎税務署承認済

〈ご案内〉

尼崎信用金庫 西淀支店
普通 口座番号 [REDACTED] 振込番号00013 電信振
ミノ ヨウイチ 様
ヤマダ カナ 様
電話番号0664765200

2月分 来客用 馬車場代

☎ 尼崎信用金庫

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 480 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 2 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 プリント代（市政報告書の払込コピーのため）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

FamilyMart大和田四丁目店
大阪府大阪市西淀川区
大和田4-2-14
電話：06-6476-5773

登録番号：T8810695574745

2024年2月2日（金）11:39
レジ 91

領 収 証

様

合 計 ￥480-
(10%対象 ￥480)
(内消費税等 ￥43)但し、プリント代として
上記正に領収いたしました<本証取扱い上のお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号：1504451X 00018452

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 440 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 3 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 鉛筆削り、マグネット	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



ミーッ
メラード大和田店
電話 06-6476-4161
株式会社ワッツ西日本販売
登録番号：T8260001003927
2024年 2月 3日（土）14時56分
POSNO.002 ｼｰﾈｰ NO.03222-800972

領収書

様

¥440-
¥40)

(内消費税等
¥440
支払内訳
現金
但し、上記正に領収いたしました。

発行元ｼｰﾈｰNO.
20240203-002-03222-800262

財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管して下さい
――商品明細――

鉛筆削り	¥330込
マグネット	¥110込
小計	¥440
お買上げ合計	¥440
(内消費税等 10%対象	¥40)
消費税	¥40
責	2740949

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 467 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 7 日
支出内容 文具	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

高級事務用品
有限会社タケシマ
TEL 06-6476-9944
FAX 06-6476-9945

2024年 2月 7日(水) No0

一般文具	¥500
% -	
15%	-75
小計	¥425
外税売	¥425
外税	¥42
現計	¥467

1頁 3495 9時57分

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,430 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 8 日
支出内容 プリンターインク	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

EDUN
エディオン
領収書兼お買上明細

※

■エディオンカード会員さま
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2024年02月08日(木) 15:36
店：10527 みてじま店
登録番号：T3240001041231
電話 06-6478-6141
レジ担当者：山本 由貴子
販売担当者：山本 由貴子
No.10527-305-230401 POS：305
取引種別：持帰

プリンタ消耗品
ブラザー
LC3117Y
4977766761895 1 ¥1,430
合計金額 ¥1,430
(10%対象
(10%対象消費税 ¥130)

現金領収額 ¥1,430
お預り ¥1,530
お釣り ¥100

今回ポイント 13ポイント
このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみに有効です。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないとは対応致しかねます

株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目8番33号



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,735 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 11 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 携帯代（2月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 7,470 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

請求書

発行日 2024/3/01

〒555-大阪府大阪市西淀川区

山田 佳奈美 様

お客様番号 :
回線番号 :



エックスモバイル株式会社
〒106-6222
東京都港区六本木3-2-1
住友不動産六本木グランドタワー22階AED内

登録番号 : T7010601045188

拝啓、弊社サービスをいつもご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金として下記の金額をご請求申し上げます。

敬 具

●2024年2月 ご利用明細
*通話に関する料金は2ヶ月前のご利用金額です。

サービス内容	金額(円)	備考
音声プラン	1,078	
パケット10GB	3,300	
かけたい放題フル	2,530	
ユニバーサル利用料	2	
リレーサービス料	0	
国内SMS料金	340	※12月ご利用分
他社接続サービス通信料	220	※12月ご利用分
2024年2月 合計	7,470	
消費税対象額 (10%)	6,791	
消費税額 (10%)	679	

※すべて税込み金額です



American Express® Gold Card

www.americanexpress.co.jp
カード発行者:
アメリカン・エクスプレ
ス・インターナショナル・Inc
105-6920
東京都港区虎ノ門4-1-1

ご利用代金明細書

1 / 6 ページ

TEL: 0120-010120
03-6625-9100

山田 佳奈美 様

会員番号

明細書作成日(締め日)
2024年2月20日

インボイス制度のご案内は
最終ページになります。
登録番号T8700150009366

前回締め日金額	お支払いご入金・ 調整金額	新規ご利用金額 (含利息)	今回締め日金額	今回ご利用金額(円)
			今回締め日時点での ご利用残高の金額	

お支払日
2024年3月11日

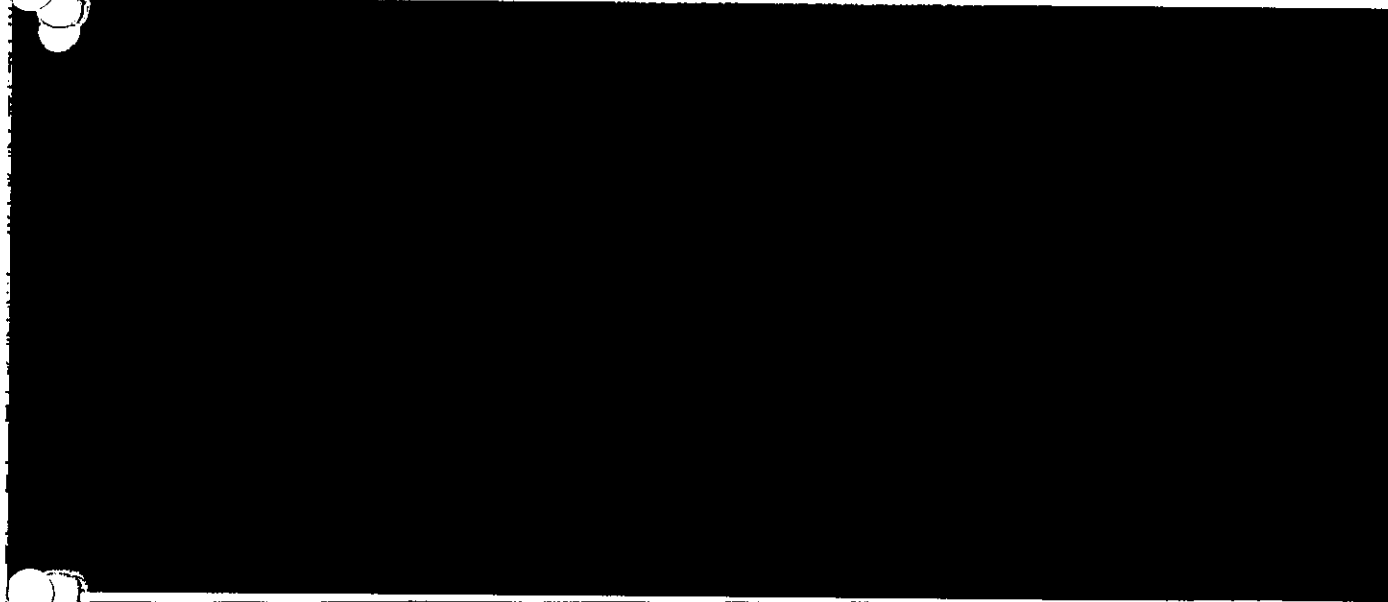
明細書作成対象期間

2024年1月21日から2024年2月20日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細 ご利用金額(外貨) ご利用金額(円)

お支払い金額内容



会員番号

ご請求金額	
決済日	2024年3月11日
決済金融機関	
口座番号	

住所、電話番号等の
変更は、本明細書の
右上にあるメンバー
シップ・サービス・
センターまでお電話
下さい。

尚、銀行振込の場合
には振込人民名欄に
会員番号とお名前を
必ずご記入下さい。

大阪府 大阪市 福島区

上記金額にてご指定の
金融機関口座より自動
引き落としさせていただきます。

山田 佳奈美

様



ご利用代金明細書

3 / 6 ページ

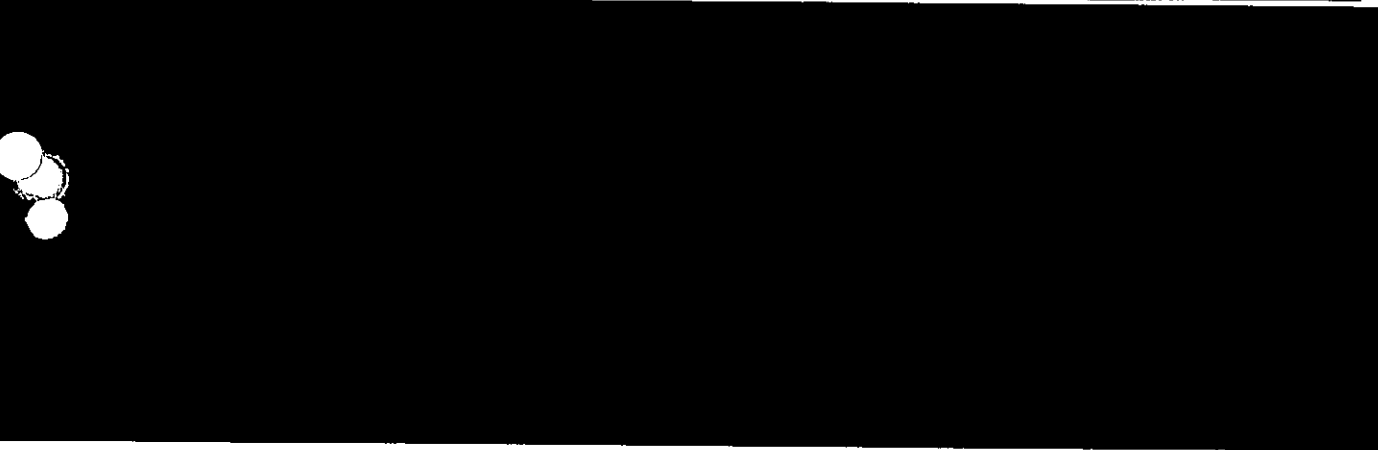
山田 佳奈美 様

会員番号

明細書作成日 (締め日)
2024年2月20日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
-------	-----------	----------

2月11日	エックスモバイル 東京都 渋谷区 通信/インターネット サービス	7,470
-------	-------------------------------------	-------



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,500 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 13 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 灯油	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ENEOS

納品書(領収書)

2024年02月13日 11:44

売上
上 様 M
27205-900001-759
現金フリー
車両番号 実車番
6000-00
灯油 P13
数量 20.00L *
単価 125円 ￥2,500
.....
合計 ￥2,500
(消費税10%対象 ￥2,500
内消費税額 ￥227)

藤石油 大和田SS
大阪府大阪市西淀川区
大和田3丁目4-12
TEL:06-6473-0288 SS-027205
登録番号: T9810721589147
シートNo 4399-02
デ-5No8500-8502
008竹之下 2024/02/13

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 7,667 円 支出年月日 令和 6 年 2 月 19 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 住所判	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証	
山田かな事務所様	
6 年 2 月 19 日	
金 額	7,667 円
上記の金額正に領収いたしました 但し	
	大阪市西淀川区御幣第2丁目10番6号 はん いんさつ 印章・印刷の細田 TEL:06-6472-0004 FAX:06-6477-0472

請求書

No. _____

山田かな事務所 様

6年2月19日

下記のとおりご請求申し上げます

印章・印刷

〒555-0012

大阪市西淀川区御所 3-4-11

TEL (06) 6476-5200

FAX (06) 6476-5272

品名	数量	単価	金額	摘要
1 4枚調子判	1		6970	
2				
3 〒555-0032 大阪府西淀川区大和田 3-4-11				
4 TEL 06-6476-5200				
5 大阪市会議員 (西淀川)				
6 山田かな				
7				
8 10%			697	
合計			7667	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 122 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 25 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 ペン	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

セブン-イレブン
ハートインJ R大阪駅連絡橋口内店
大阪府大阪市北区梅田3丁目1番1号
電話：06-6343-7250 ｼﾞﾂ#1

事業者登録番号T6140001055008
2024年02月25日(日) 06:37 責022

領 収 書

マッキー 極細 黒 111

小 計 (税抜10%) ¥111
消費税等 (10%) ¥11
合 計 ¥122
(税率10%対象 ¥122)
(内消費税等10% ¥11)
お 預 り ¥200
お 釣 ¥78
お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 240-225-170-9714



整理番号

領収書等貼付用紙

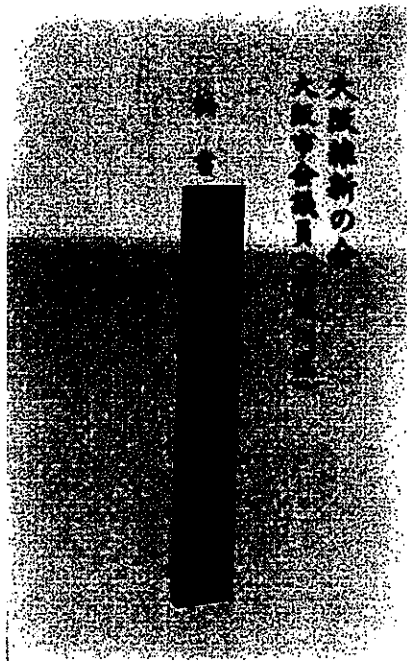
費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,640 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 2 月 26 日
支出内容 名刺代	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 5,280 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 領 収 証 	
山田 かな 事務所様	
6 年 2 月 26 日	
金 額	4,528 円
上記の金額正に領収いたしました 但し	
 大阪市西淀川区御幣島2丁目10番3号 はん いんさつ 印章・印刷の細川 TEL: 06-6472-0001 FAX: 06-6477-0472	
印 紙	

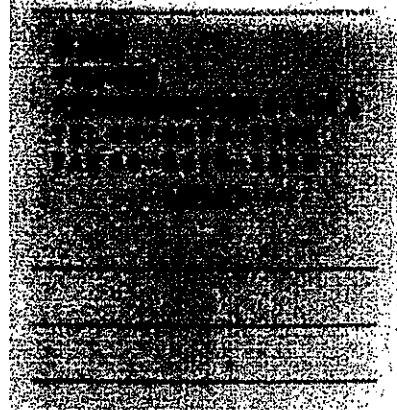


大阪維新の会
大阪府会議員

山本

府市一体で 大躍進へ！

山本 俊一 プロフィール
鹿児島県鹿児島市出身
元滋養衛生士
読者ノート本サマ集に登場
大阪府会議員1期



請求書

日付	伝票番号	担当
2024/02/26	000228	

山田かな事務所

様

毎度ありがとうございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

印章印刷の細川
 〒555-0012
 大阪市西淀川区細川5-2-10-3
 TEL 06-6472-0001 FAX 06-6472-0472

No.	品名・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	名刺両面 様 山田議員写真入り	1	箱	3,800	3,800	
2	写真取り込み	1		1,000	1,000	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考

税抜金額	消費税	総額
4,800	480	¥5,280

<お振込先> みずほ銀行 西野田支店(普) 登録番号 T2810132198065

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,721 円 支出年月日 令和 6 年 2 月 28 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 事務所インターネット（12月分）	

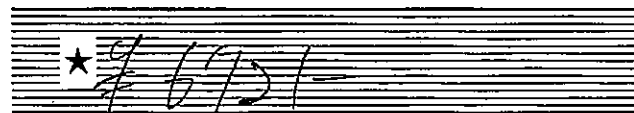
※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

山田かな様 2024年2月28日


 但WIFI代・山田かな負担分(13442×5=6721)
 上記正に領収いたしました (12月分)

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

 大阪府議会議員（西淀川）
中 川 誠 太

 事務所 〒555-0032
 大阪市西淀川区大和田3-4-15
 TEL 06-6476-3312

〒555-0032
大阪府大阪市西淀川区大和田3丁目4-15
中川 誠太様

hi-ho
株式会社ハイホー
登録番号 T3010001109761

ご利用料金のご案内

平素より、弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご利用料金を下記のとおりご案内させていただきます。

発行日	請求年月	ご請求金額	お支払方法	お支払期日
2024年 1月 23日	2023年12月	13,442円	SBS請求代行	

	小計 (税抜)	消費税合計	小計 (税込み)
10%対象額	12,220	1,222	13,442
8%対象額	0	0	0
不課税対象	0	0	0
非課税対象	0	0	0
非対象	0	0	0
合計	12,220円	1,222円	13,442円

中川 誠太 様

2024/03/05

美天力一卜株式会社

本社／東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号／03-6740-6740 (代表)

ご利用カード
楽天カード (Visa)

お支払い日	返済方法	引き落とし口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2024/02/27	口座振替	りそな銀行 歌島橋支店 普通	2024/02/20	ポイント		

ご利用明細

(單位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,500 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 3 月 2 日
支出内容 灯油代	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ENEOS

納品書(領収書)

2024年03月02日 16:04

売上
上 様 M
27205-900001-759
現金フリー
車両番号 実車番
6000-00
灯油 P13
数量 20.00L *
単価 125円 ￥2,500
.....
合計 ￥2,500
(消費税10%対象 ￥2,500
内消費税等 ￥227)

藤石油 大和田SS
大阪府大阪市西淀川区
大和田3丁目4-12
TEL:06-6473-0288 SS-027205
登録番号: T9810721589147
レシートNo 0153-02
デ-5No0699-0701
004園田 2024/03/02

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,224 円 支出年月日 令和 6 年 3 月 4 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 のり	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

別紙のとおり

領収証
コーナン

領 収 証

様

御幣島店
コーナンの商事株式会社
大阪府堺市西区鳳凰町4-401-1
電話番号: 050-3146-5777
※担当者: (0968479) オオツキ
※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

(消費税
(10%対象
(8%対象
(非課税対象
(10%対象)消費税
(8%対象)消費税
384円をきめず)
4,224円)
0円)
0円)
384円)
0円)

¥4,224-

現金

4,224円

2024年03月04日(月) 発行
レシートNo. (0113)001-53550-01619

登録番号: T3120101003135
領収日: 2024年03月04日
但し、
上記、正に領収いたしました



返品・交換はこの領収証をご持参
頂き2週間以内にお願ひ致します

お買上明細

#014 JAN4903076062018

固形アラビックYS-22-

@1,408 × 3 4,224円

小計金額

¥4,224

商品の前に、●のついている
商品はセルフメディケーション税
制控除対象商品です。

車へ所用のり

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	13,000 円
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	支出年月日
☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 事務所費	令和 6 年 3 月 5 日
☐ 要請・陳情活動費			使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
			山田 かな
支出内容			
来客用駐車場代（3月分）			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

No. _____

小田 佳奈 様

令和 6 年 3 月 5 日

★ ￥13,000-

但 駐車場番号 [REDACTED] 令和6年3月分駐車場代 212

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

第2駐車場

大阪市西淀川区大和5-9-3

美濃 洋一 [REDACTED]

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,692 円 支出年月日 令和 6 年 3 月 11 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 携帯代（3月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 7,385 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

請求書

発行日 2024/4/15

〒555-大阪府大阪市西淀川区

山田 佳奈美 様

お客様番号 :
回線番号 :



エックスモバイル株式会社
〒106-6222
東京都港区六本木3-2-1
住友不動産六本木グランドタワー22階AHD内

登録番号 : T7010601045188

拝啓、弊社サービスをいつもご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金として下記の金額をご請求申し上げます。

敬 具

●2024年3月 ご利用明細
*通話に関する料金は2ヶ月前のご利用金額です。

サービス内容	金額(円)	備考
音声プラン	1,078	
パケット10GB	3,300	
かけたい放題フル	2,530	
ユニバーサル利用料	2	
リレーサービス料	0	
国内SMS料金	310	※1月ご利用分
他社接続サービス通信料	165	※1月ご利用分
2024年3月 合計	7,385	
消費税対象額 (10%)	6,714	
消費税額 (10%)	671	

※すべて税込み金額です



American Express(R) Gold Card

www.americanexpress.co.jp
カード発行者:
アメリカン・エクスプレ
ス・インターナショナル, Inc
105-6920
東京都港区虎ノ門4-1-1

ご利用代金明細書

1 / 5 ページ

TEL: 0120-010120
03-6625-9100

山田 佳奈美 様

会員番号

明細書作成日 (締め日)
2024年3月20日

インボイス制度のご案内は
最終ページになります。
登録番号T8700150009366

前回締め口金額	お支払い/ご入金・ 調整金額	新規ご利用金額 (含利息)	今回締め口金額	今回ご請求金額 (円)

今回締め日時点での
ご利用残高の金額

お支払日
2024年4月10日

明細書作成対象期間

2024年2月21日から2024年3月20日まで

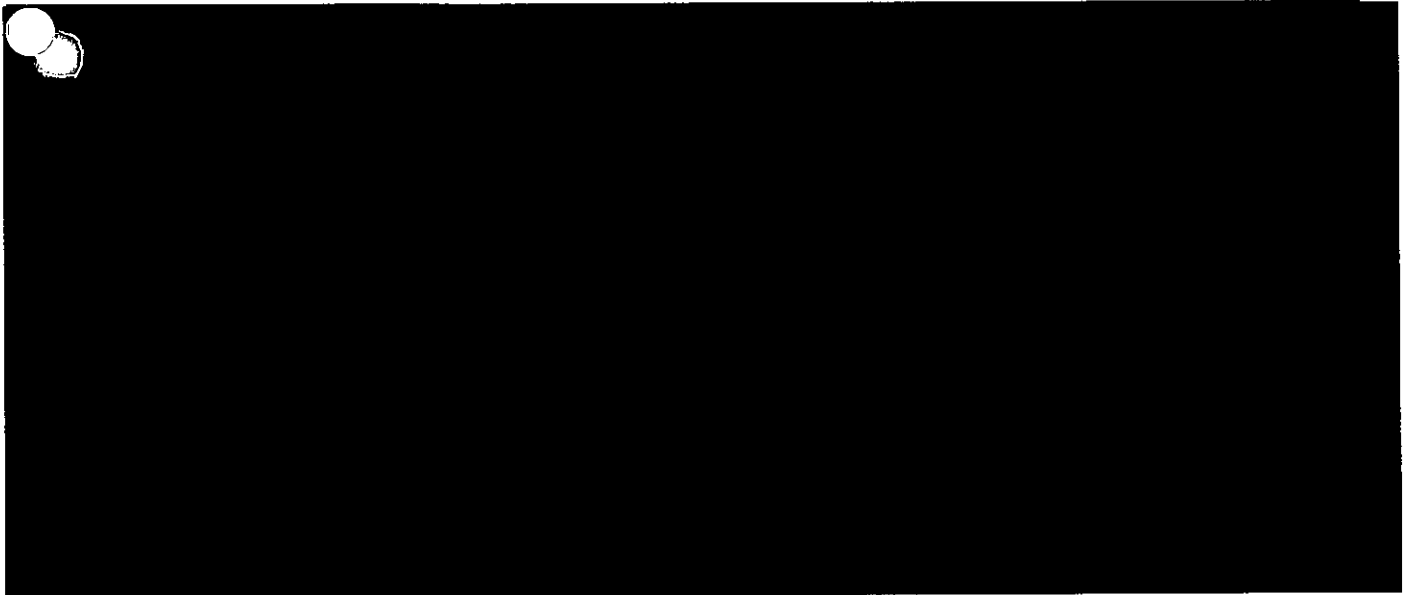
当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細

ご利用金額(外貨)

ご利用金額(円)

お支払い金額内容



会員番号

ご請求金額	
決済日	2024年4月10日
決済金融機関	大阪シティ信用金庫 中之島支店
口座番号	普通

住所、電話番号等の
変更は、本明細書の
右上にあるメンバー
シップ・サービス・
センターまでお電話
下さい。

尚、銀行振込の場合
には振込人氏名欄に
会員番号とお名前を
必ずご記入下さい。

大阪府 大阪市 福島区

山田 佳奈美

様

上記金額にてご指定の
金融機関口座より自動
引き落としさせていただきます。



ご利用代金明細書

2 / 5 ページ

山田 佳奈美 様

会員番号

明細書作成日(締め日)

2024年3月20日

ご利用明細

ご利用金額(外貨)

ご利用金額(円)

3月11日 エックスモバイル 東京都 渋谷区
通信/インターネットサービス

7,385

◆ お振込先について

何らかの都合で口座振替ができなかった場合は、下記銀行口座にお振込みください。お振込みの際は振込人名欄に必ず会員番号と基本カード会員名をご入力ください。

振込先: みずほ銀行 六本木支店 普通預金口座 口座名義: アメリカンエクスプレスインターナショナルインコーポレイテッド

◆ 外貨建てで生じたカード利用代金等については、当社におけるカード利用代金等の処理日に円換算しました。カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算しました。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算しました。別途会員規約にてご同意頂いている通り、法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、円換算に際しては、American Express Exposure Management Ltd. が日本国外で所有し管理するアメリカン・エクスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた(ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。)換算レートを使用しました。この外貨取扱手数料はAmerican Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用代金等がアメリカン・エクスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定したものです。

◆ 明細書1ページ目の上記記載の用語説明

「前回締め日金額」 前回の締め日時点のご利用代金等の残高です。「お支払い/ご入金・調整金額」 前回締め日の翌日から今回締め日までにお支払いいただいた金額。取消伝票や修正金額がある場合はその金額も含まれます。「新規ご利用金額(含分割・手数料)」 前回締め日の翌日から今回締め日までの期間に、弊社が受領した「売上票」の合計金額(手数料を含む)。但し海外でのご利用分については、円に換算した金額をもってご利用金額とします。「今回締め日金額」 今回締め日時点でのご利用残高の金額。前回締め日金額-お支払い/ご入金・調整金額+新規ご利用金額+ その他ご請求分の合計金額により計算されます。「今回ご請求金額」 今回お支払いいただく金額。「今回締め日金額」に紛議中(調査中)のご利用分が含まれる場合は、「今回締め日金額」から、それらを除く金額となります。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,801 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 3 月 14 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 電話代（2月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

受領書 RECEIPT

受取人 RECIPIENT
ソフトバンク株式会社
SoftBank Corp.

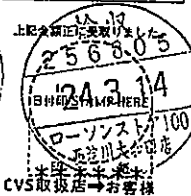
請求月 MONTH OF BILLING
2024年 2月分

金額 AMOUNT
4,801 円

お客様番号 CUSTOMER No.
[REDACTED]

受取人氏名 CUSTOMER NAME
大阪市議会議員
山田 佳奈美 様

発行番号 BILL NUMBER
324020008
6518255



ご利用料金内訳明細書 Summary of your Charges		2024年 2月分 (2月 1日～ 2月29日)		発行日 2024年 3月16日 (単位:円)			
NO	電話番号 (お客さま番号等)	料金内訳		数量	備考	内訳金額	税区分
** 21分**		内訳項目					
1	06-6476-5200	おとくライン基本料<事務所用・ISDN64> (2024年 2月 1日～2024年 2月29日)				3,380.0	10%
		国内通話料 (市内)		5		39.5	10%
		国内通話料 (携帯)		6		143.5	10%
		標準工事費				110.0	不課税
		標準工事費相当支援キャンペーン (2023年 6月17日)				-100.0	10%
		多機能転送サービス利用料				800.0	10%
		ユニバーサルサービス料				2.0	10%
		小計				4,375.0	
							【裏面に続きます】
SoftBank		ソフトバンク株式会社 登録番号: T9010401052465		なお、お支払い期日を過ぎますと、延滞利息がかかることや、ご利用が停止になる場合がございますので、必ず期日までにお支払いをお願いします。 口座振替でお支払いの場合は、金融機関との手配により、お支払いに付随して金融機関窓口振込に記録されているお客様のコンビニエンスストア窓口へお支払いをされていることがあります。この場合は振込で、お支払いをされているとさせていただきます。			
ご利用料金請求書 (BILL FOR SOFTBANK CHARGE)		ご請求金額 (AMOUNT DUE)		今月のトピックス (TOPICS)			
日頃はソフトバンクをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。お支払期日までに、金融機関窓口振込に記録されているお近くのコンビニエンスストア窓口へ、お支払いをお願いします。 Please make payment at financial institutions or convenience stores printed on the back.		請求金額 (AMOUNT DUE) 4,801円		◆ナビダイヤル通話料は番号毎の小計欄では小数点以下も表示されておりますが、「課税対象額 計」の欄では小数点以下を切捨て後に合計しているため金額が異なる場合がございます。			
(Billing Summary)	お客さま番号 (CUSTOMER NUMBER) 発行番号 (BILLING NUMBER) 請求金額 (AMOUNT DUE) 請求年月 (Month of ISSUE) お支払期日 (PLEASE PAY BY)	3240200086518255 2024年 2月分 2024年 3月25日 (月)					

料金内訳書		郵便はがき		※裏面もご覧ください			
NO	電話番号(お客さま番号等)	料金内訳		数量	備考	内訳金額	税区分
		内訳項目					
		課税対象額 計				4,265	
		課税対象10%				4,265	
		消費税等 計				426	
		消費税等10%				426	
		課税対象外 計				110	
		ご請求金額				4,801	
◆ユニバーサルサービス料の詳細は、弊社ホームページ https://www.softbank.jp/biz/info/universal/ をご覧ください		◆電話リレーサービス料の詳細は、弊社ホームページ https://www.softbank.jp/biz/info/telephonereelay/ をご覧ください					
*「おとくライン標準工事費」が分割払いとなっているお客様向けに、ホームページに標準工事費の総額を記載しておりますのでご確認ください。		事務所用 https://www.softbank.jp/biz/voice/otoku/price/#inauguration					
住宅用 https://lm.softbank.jp/consumer/otoku/price							

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 480 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 3 月 21 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 プリント代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 :

領収書等添付欄

 **FamilyMart**

大和田四丁目店
大阪府大阪市西淀川区
大和田4-2-14
電話：06-6476-5773

登録番号：T8810695574745

2024年3月21日（木）16:30
レジ 91

領 収 証

様

合 計 ¥ 4 8 0 -
(10%対象 ¥480)
(内消費税等 ¥43)

但し、プリント代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のおお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号：1504451X 00019970

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,500 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 3 月 25 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 灯油代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ENEOS

納品書(領収書)

2024年03月26日 16:33

売上
上 様 M
27205-900001-759
現金フリー
車両番号 実車番
8000-00
灯油 P18
数量 20.00L *
単価 125円 ￥2,600
.....
合計 ￥2,500
(消費税10%対象 ￥2,500
内消費税等 ￥227)

藤石油 大和田SS
大阪府大阪市西淀川区
大和田3丁目4-12
TEL:06-6473-0288 SS-027205
登録番号: T9810721589147
ListNo 4624-02
〒-9No5173-5175
010森垣 2024/03/25

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		13,150	円
		支出年月日	
		令和 6 年 3 月 25 日	
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
		山田 かな	
支 出 内 容			
業務 駐車場代（4月分）			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 ↓

領収書等添付欄



振込履歴詳細

振込内容

お振込先口座の登録、振込ができます。

4月分
米客用 郵便物
100%

お引出口座

ヤマダカナ

みずほ銀行
梅田支店
普通

お振込先口座

ミノ ヨウイチ

尼崎信用金庫
西淀支店
普通

受付番号	2240325077186
受付日	2024年3月25日
受付状況	取引成立
振込指定日	2024年3月25日
お振込金額	13,000 円
手数料	150 円
お引出金額	13,150 円

振込先リストに登録済

同じ内容で振り込む

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6,674 円 支出年月日 令和 6 年 3 月 31 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 インターネット代（1月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

大阪府議会議員 中川誠太様

令和6年3月31日

山田 佳奈美

事務所で共有している、水道光熱費および通信費について下記の通りお支払い致します。

項番	内容	金額
1	水道代 2月分	792 円
2	ガス代 2月分	839 円
3	電気代 1月分	4,211 円
4	インターネット代 1月分	6,674 円
5	電気代 (エアコン動力用) 2月分	5,094 円
	合計額	17,610 円

12:50



振込履歴詳細

振込内容

お振込先口座の登録、振込ができます。

お引出口座

ヤマダカナ デンキガススイドウナド

みずほ銀行
横浜支店
普通

お振込先口座

ナカガワ セイタ

りそな銀行
歌島橋支店
普通

受付番号	2240331023335
受付日	2024年3月31日
受付状況	取引成立
振込指定日	2024年3月31日
お振込金額	17,004 円
手数料	150 円
お引出金額	17,154 円

振込先口座に登録済み

同じ内容で振り込む

領 収 証

山田 〇 〇 〇 様 2024 年 3 月 31 日

★ 4606

但山田〇〇〇様へ、本道光熱費等不足分を以て、
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

大阪府議会議員(西淀川)

中 川 誠 太

事務所 〒555-0032

大阪市西淀川区大和田3-4-15

TEL 06-6476-3312

〒555-0032
大阪府大阪市西淀川区大和田3丁目4-15
中川 誠太様

hi-ho
株式会社ハイホー
登録番号 T3010001109761

ご利用料金のご案内

平素より、弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご利用料金を下記の通りご案内させていただきます。

発行日	請求年月	ご請求金額	お支払方法	お支払期日
2024年 2月 20日	2024年1月	13,348円	SBS請求代行	

	小計 (税抜)	消費税合計	小計 (税込み)
10%対象額	12,135	1,213	13,348
8%対象額	0	0	0
不課税対象	0	0	0
非課税対象	0	0	0
非対象	0	0	0
合計	12,135円	1,213円	13,348円

中川 誠太 様

2024/04/05

本社／東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号／03-6740-6740 (代表)

19

楽天カード (Visa)

送金額

ポイント

(単位：円)

[illegible]

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,860. 円 支出年月日 令和 6 年 4 月 30 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 インターネット代（2月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

大阪府議会議員 中川誠太様

令和6年4月30日

山田 佳奈美

事務所で共有している、水道光熱費および通信費について下記の通りお支払い致します。

項番	内容	金額
1	水道代 3月分	787 円
2	ガス代 3月分	662 円
3	電気代 2月分	3,024 円
4	インターネット代 (docomo) 2月分	2,860 円
5	電気代 (エアコン動力用) 3月分	5,009 円
	合計額	12,342 円



16:31



web3.ib.mizuhobank.co.jp



みずほダイレクト

お取引結果確認

メニュー

ログアウト

お取引結果の表示選択

全て	お振込	お振替	定期預金
積立定期	外貨普通	外貨定期	ペイジー
住宅ローン条件変更		カードローン	

グローバル口座のお取引結果はこちら

宝くじの購入明細照会はこちら

お振込

日付 受付番号	お振込先口座 受取人	金額 (手数料) 依頼人 受付状況
04月30日 2240430124172	りそな銀行 歌島橋支店 普通 ナカガワ セイタ	14,734 円 (150 円) ヤマダカナ 取引成立

差額 2,392円

中リ氏より

返金済



3

...

中川 誠太 様

2024/04/17

楽天力一ト株式会社

本社／東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号／03-6740-6740 (代表)

2024年04月ニ請求金額

ご利用カード

楽天カード (Visa)

お支払い日	返済方法	引き落とし口座	請求決定日	利用獲得ポイント	調整額	返済額
2024/04/30	口座振替	りそな銀行 秋田横支店	2024/04/23	ポイント		

二、利用明細

(單位：円)

[illegible]

※お支払い金額確定前の明細になります。

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

(1 / 3 ページ) docomo

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

(2 / 3 ページ) docomo

[illegible]

(3 / 3 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (2/1~2/29)	
◇基本使用料等 (計) 6,700	5,200	戸建・タイプA/西2	合 算
	0	(参考) GMOとくとくBB利用	合 算
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合 算
		480円の通話料を含みます。	
		光電話番号: [REDACTED]	
◇通話料・通信料 (計) 0	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	合 算
		16円です。	
◇その他ご利用料金等 (計) 2	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		1番号あたり2円のご請求となります	
◇消費税等相当額 (計) 670	670	消費税等相当額 (合計)	
		合算表示の料金合計×10%	
◇合計 7,372	7,372	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、2月末で	1か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は2月末で	1か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		2月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,702円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		インターネット代 5,200円 + 消費税 520円	
		= 5,720円	
		5,720円 ÷ 2 = 2,860円	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 5,731 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 6 年 5 月 2 日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな	
支出内容 電話代 3 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 _____

領収書等添付欄

受領書 RECEIPT

受取人 RECIPIENT
ソフトバンク 株式会社
SoftBank Corp.

請求月 MONTH OF BILLING
2024年 3月分

金額 AMOUNT
5,731 円

お客様番号 CUSTOMER NO.
[REDACTED]

お名前 氏名 CUSTOMER NAME
大阪市議会議員
山田 佳奈美 様

発行番号 BILL NUMBER
324030009
0883354

上記金額正に受取りました。

日付印 STAMP HERE

本張未済未済
CVS取扱店へお客様

ご利用料金内訳明細書

2024年 3月分 (3月 1日～ 3月31日)

発行日 2024年 4月16日 (単位: 円)

NO	電話番号 (お客さま番号等)	料金内訳		内訳金額	税区分
		内訳項目	数量 備考		
** 3月分 **					
1	06-6476-5200	おとくライン基本料<事務所用・ISDN64> (2024年 3月 1日～2024年 3月31日)		3,380.0	10%
		国内通話料 (市内)	18	260.7	10%
		国内通話料 (掛帯)	18	768.0	10%
		標準工事費		110.0	不課税
		標準工事費相当支援キャンペーン (2023年 6月17日)		-100.0	10%
		多機能転送サービス利用料		800.0	10%
		ユニバーサルサービス料		2.0	10%
		小計		5,220.7	

【裏面に続きます】

SoftBank ソフトバンク 株式会社

登録番号: T9010401052465

なお、お支払い期日を超えると、延滞利息がかかることや、ご利用が停止になる場合がございますので、必ず期日までに支払いをお願いします。
口座振替でお支払いの案内も、金融機関との「約定」上、延滞及び滞りお支払いにつきましては金融機関等に案内に記されているお近くのコンビニエンスストア等へお支払いをお願いいたします。

ご利用料金請求書
(BILL FOR SOFTBANK CHARGE)

日頃はソフトバンクをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。お支払期日までに、金融機関等に案内に記されているお近くのコンビニエンスストア等へ、お支払いをお願いします。
Please make payment at financial institutions or convenience stores printed on the back.

(Billing Summary)

お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)発行番号
(BILLING NUMBER)請求金額
(AMOUNT DUE)請求年月
(Month of Issue)お支払期日
(PLEASE PAY BY)

3240300090883354

5,731円

2024年 3月分

2024年 4月25日 (木)

今月のトピックス (TOPICS)

◆ナビダイヤル通話料は番号毎の小計欄では小数点以下も表示されておりますが、「課税対象額 計」の欄では小数点以下を切捨て後に合計しているため金額が異なる場合がございます。

料金内訳書

郵便はがき

※裏面もご覧ください

NO	電話番号 (お客さま番号等)	料金内訳		内訳金額	税区分
		内訳項目	数量 備考		
		課税対象額 計		5,110	
		課税対象 10%		5,110	
		消費税等 計		511	
		消費税等 10%		511	
		課税対象外 計		110	
		ご請求金額		5,731	
◆ユニバーサルサービス料の詳細は、弊社ホームページhttps://www.softbank.jp/biz/info/universal/をご覧ください ◆電話リレーサービス料の詳細は、弊社ホームページhttps://www.softbank.jp/biz/info/telephonereelay/をご覧ください *「おとくライン標準工事費」が分割払いとなっているお客様向けに、ホームページに標準工事費の総額を記載しておりますのでご確認ください。 事務所用 https://www.softbank.jp/biz/voice/otoku/prlce/#/nauguration 住宅用 https://tm.softbank.jp/consumer/otoku/price					

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,860 円 支出年月日 令和 6 年 5 月 28 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支 出 内 容 インターネット代（3月分）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

大阪府議会議員 中川誠太様

令和6年5月28日

山田 佳奈美

事務所で共有している、水道光熱費および通信費について下記の通りお支払い致します。

項番	内容	金額
1	水道代 4月分	792 円
2	ガス代 4月分	856 円
3	電気代 3月分	2,480 円
4	インターネット代 (docomo) 3月分	2,860 円
5	電気代 (エアコン動力用) 4月分	4,458 円
	合計額	11,446 円

16:16

64



振込履歴詳細

振込内容

お振込先口座の登録、振込ができます。

お引出口座

ヤマダカナ

みずほ銀行
梅田支店
普通

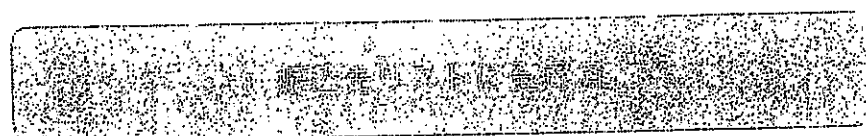
お振込先口座

ナカガワ セイタ

りそな銀行
歌島橋支店
普通

受付番号	2240528062433
受付日	2024年5月28日
受付状況	取引成立
振込指定日	2024年5月28日
お振込金額	11,936 円
手数料	150 円
お引出金額	12,086 円

差額 490円
中川氏へ返金



同じ内容で振り込む

中川 誠太 様

2024/05/28

本社／東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号／03-6740-6740 (代表)

ご利用カード
楽天カード (Visa)

お支払い日

返濟方法

引き落とし口座

請求確定目

利用獲得ポイント

寢整頓

返金額

2024/05/27

口座振替

リそな銀行
秋田横支店
普通

2024/05/21

ポイント

ご利用明細

(單位：元)

[illegible]

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

(1 / 3 ページ) **docomo**

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単位）が公表されています。

(2 / 3 ページ) **docomo**

[illegible]

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(3 / 3 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)	6,700	戸建・タイプA/西2	合 算
		(参考) GMOとくとくBB利用	合 算
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合 算
		480円の通話料を含みます。	
		光電話番号:	
◇通話料・通信料 (計)	1,296	国内通話料	合 算
		2月ご利用分	
	-16	繰越通話額	合 算
		1月ご利用分からの繰越額は16円	
	-464	無料通話適用分	合 算
		2月ご利用分	
	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	合 算
		16円です。	
◇その他ご利用料金等 (計)	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		1番号あたり2円のご請求となります	
◇消費税等相当額 (計)	799	消費税等相当額 (合計)	
		合算表示の料金合計×10%	
計	8,797	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	2か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で	2か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	70です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,998円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		1ヶ月-ネット代	
		5,200円 + 520円	
		= 5,720円	
		5,720円 ÷ 2 = 2,860円	

領収書等添付一覧(山田 かな)

(令和5年度)

費目名	⑨事務所費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和5年5月30日	家賃6月分	¥50,000		
令和5年6月30日	家賃7月分	¥50,000		
令和5年7月31日	家賃8月分	¥50,000		
令和5年8月17日	電気代6月分	¥1,858		
令和5年8月17日	電気代7月分	¥4,899		
令和5年8月17日	水道代6月分	¥566		
令和5年8月17日	水道代7月分	¥787		
令和5年8月17日	ガス代6月分	¥345		
令和5年8月17日	ガス代7月分	¥380		
令和5年8月17日	電気代6月分	¥1,360		
令和5年8月17日	電気代7月分	¥3,239		
令和5年8月31日	家賃9月分	¥50,000		
令和5年9月20日	事務所改修工事代	¥977,207		
令和5年9月24日	ガス代8月分	¥466		
令和5年9月24日	電気代8月分	¥6,940		
令和5年9月24日	水道代8月分	¥798		
令和5年9月30日	家賃10月分	¥50,000		
令和5年10月22日	ガス代9月分	¥380		
令和5年10月22日	電気代8月分	¥2,598		
令和5年10月22日	水道代9月分	¥792		
令和5年10月22日	電気代9月分	¥5,871		
令和5年10月31日	家賃11月分	¥50,000		
令和5年11月30日	電気代9月分	¥2,543		
令和5年11月30日	水道代10月分	¥17		

領収書等添付一覧(山田 かな)

(令和5年度)

費目名	⑨事務所費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和5年11月30日	電気代10月分	¥4,143		
令和5年11月30日	家賃12月分	¥50,000		
令和5年12月28日	電気代10月分	¥2,711		
令和5年12月28日	ガス代11月分	¥560		
令和5年12月28日	電気代11月分	¥3,648		
令和5年12月28日	水道代11月分	¥28		
令和5年12月28日	家賃1月分	¥50,000		
令和6年1月23日	工事代	¥19,250		
令和6年1月31日	電気代12月分	¥3,975		
令和6年1月31日	ガス代12月分	¥742		
令和6年1月31日	電気代11月分	¥2,765		
令和6年1月31日	水道代12月分	¥22		
令和6年1月31日	家賃2月分	¥50,000		
令和6年2月28日	電気代1月分	¥4,944		
令和6年2月28日	ガス代1月分	¥835		
令和6年2月28日	電気代12月分	¥3,215		
令和6年2月28日	水道代1月分	¥820		
令和6年2月28日	家賃3月分	¥50,000		
令和6年3月29日	家賃4月分	¥50,320		
令和6年3月31日	電気代2月分	¥5,094		
令和6年3月31日	ガス代2月分	¥839		
令和6年3月31日	電気代1月分	¥4,211		
令和6年3月31日	水道代2月分	¥792		
令和6年4月30日	電気代3月分	¥5,009		

領収書等添付一覧(山田 かな)

(令和5年度)

費目名	⑨事務所費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和6年4月30日	ガス代3月分	¥662		
令和6年4月30日	電気代2月分	¥3,024		
令和6年4月30日	水道代3月分	¥787		
令和6年5月28日	電気代3月分	¥2,480		
合 計		¥1,631,922		

※領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 50,000 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和 5 年 5 月 30 日
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山 田 か な
支出内容 事務所家賃 6月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

政務活動以外の活動は自宅や政党の施設で行っており、政務活動のみを行う事務所であるため、事務所関連経費は基本的に100%とする。

領 収 証

山田かな様 2023 年 5 月 30 日

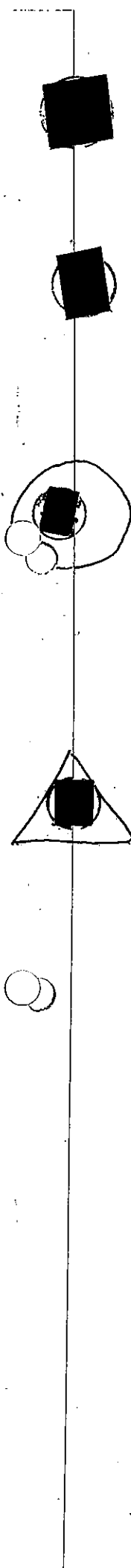
★ 50,000

但家賃6月分(山田かな負担分)

上記正に領収し

内 訳	なかがわ せ
税率	事務所 〒555-0032
10 %	消費税額等 大阪市西淀川区大和田
税率	TEL06-6476-3312/FAX06-6476-3319
8 %	消費税額等 登録番号

なお、事務所は大阪府議会議員、中川誠太氏と共用で使用しているため、家賃は折半している。



建物賃貸借契約書

(事業用)

令和 2 年 6 月 24 日

貸主：



借主： 中川 誠太

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 中川 誠太 (以下「乙」という。)
は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	大和田3丁目店舗戸建		
	所 在 地	(住居表示)大阪市西淀川区大和田3丁目4番15号		
		(登記簿)大阪市西淀川区大和田3丁目38番地2		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() 他() 他()/()階建/全()戸		
	種 類	店舗・居宅	新築年 月	昭和47年 11月
	面 積	83.61㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

頭書(3) 契約期間

2020年 7月 1日 から	2022年 6月 30日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期	2020年 7月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000 円 (内消費税相当額 9,091円)	管理・ 共益費	月額 — 円
家財保険 料	円	礼 金	300,000 円 (賃料 3ヵ月分)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
	本 数	1 本	1 本
賃料等の支払時期			
翌月分を毎月 末 日まで			
賃 料 等 の 支 払 方法	☒ 振 込	京都銀行 歌島橋支店 普通口座 No. XXXXXXXXXX 口座名義: XXXXXXXXXX *振込手数料: 借主負担	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社 名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名:	
	住所:	

管理業者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	円	
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	株式会社大阪宅建サポートセンター 保証事業部	
		主たる事務所の所在地	大阪市中央区南新町2丁目2番10号 大平第2ビル5階	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省()第 号	

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙双方から更新に関して、何ら異議申し立てがない場合、従前の契約を引き継ぎ自動更新とする。

頭書(9) 特約事項

- ・乙は甲に対し、本契約締結時に頭書(4)に記載されている礼金、¥300,000円を支払うものとする。また、礼金は本契約が終了し、その他本契約による乙の債務の履行を完了しても、甲は一切この礼金の返還はしないものとする。
- ・本契約書内契約条項第3条3項とあるが、本契約は解約月の日割計算はしないことを乙は予め了承したものとする。
- ・乙は、本契約期間中、保証委託契約及び火災保険に加入継続するものとする。
- ・本契約書内契約条項第4条及び6条、本契約には該当しない為、条文抹消。
- ・頭書(3)に記載されている契約始期日から起算して、半年未満での解約の場合は賃料の2ヶ月分、1年未満での解約の場合は1ヶ月分の違約金を乙は甲に支払うものとする。

18年11月22日
大田市
大田市
大田市

第 1 下 約

(第22)

(1)
第3
2

3
4

—(才
第4
—上

2
3

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 ~~乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。~~

~~4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) ~~乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合~~

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

—(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 三 公序良俗に反する行為をしたとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣

化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

普通預金口座番号

普通預金 (兼総合口座)

りそな銀行

115


 NATIONAL BUREAU OF STANDARDS
 Gaithersburg, Maryland 20899

誠大

様

普通預金(兼お借入明細)

摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
[Redacted Content]			
05-05-27 .送金	*100,000		
[Redacted Content]			

他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 50,000 円 支出年月日 令和 5 年 6 月 30 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 事務所家賃 7月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収証

山田かな様 2023 年 6 月 30 日

★ 50,000

家賃7月分(山田かな負担分)

上記正に領収いたしました

内 訳

税率 金額(税抜・税込)

10 % 消費税額等

税率 金額(税抜・税込)

8 % 消費税額等

大阪府議会議員（西淀川）

中 川 誠 太

事務所 〒555-0032

大阪市西淀川区大和田3-4-15

TEL 06-6476-8312

普通預金口座番号

りそな銀行

125

普通金 (素金)

中川 義太 様

普通預金(兼お借入明細)

[illegible]

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 50,000 円 支出年月日 令和 5 年 7 月 31 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 事務所家賃 8月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収証 山田かな 様 2023 年 7 月 31 日 ★ ¥ 50,000 - 但家賃8月(山田かな負担分) 上記正に領収いたしました 大阪府議会議員（西淀川） 中 川 誠 太 事務所 〒555-0032 大阪市西淀川区大和田3-4-15 TEL 06-6476-3312	
内 訳	税率 10 % 金額(税抜・税込) _____ 消費税額等 _____ 税率 8 % 金額(税抜・税込) _____ 消費税額等 _____

リテール口座「くらしの邊境」

店番

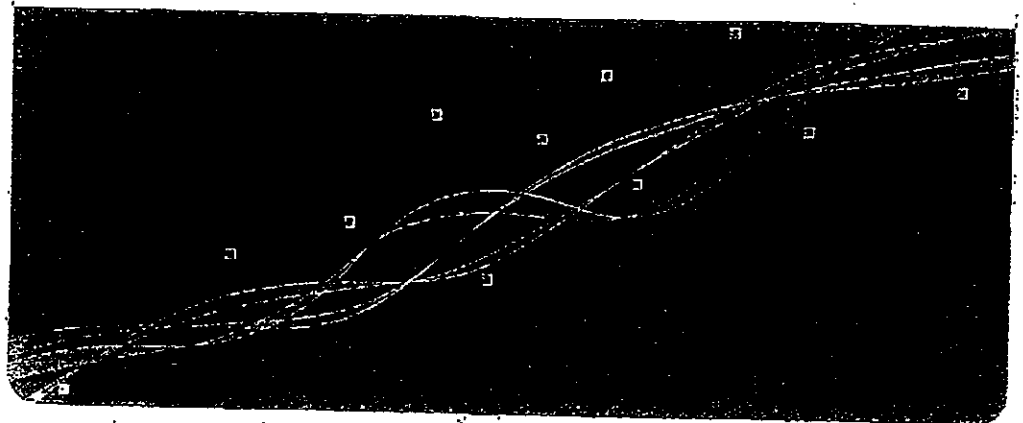
普通預金口座番号

りそな銀行

115

普通預金 (兼総合口座)

中川 誠太 様



普通預金 (兼お借入明細)

摘要	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を要します。)
05-07-21 .送金	*100,000		

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,858 円 支出年月日 令和 5 年 8 月 17 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 電気代（エアコン動力用） 6月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

山田かな 様 2023 年 8 月 17 日

★ ¥ 1858

但 6月分電気代(山田かな負担分)
 上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

大阪府議会議員（西淀川）

中 川 誠

事務所 〒555-0032

大阪市西淀川区大和

TEL 06-6476-1372

中川 誠太 様

お客さま番号	日程	所	番 号				
供給地点 特定番号	06	0161	1771	3041	5002	0000	大阪市 西淀川区 大和田 3丁目4-15
年月分	5年 6月分		ご使用期間		5月19日から 6月15日まで		
ご契約種別	低圧電力						
ご契約容量	6kW 力率 90%						
5/19 ~ 5/31 6,935円 × 13/28日 (13日間) 6/1 ~ 6/15 6,935円 × 15/28日 × 50% (15日間) = 1,858円 ※CO2排出量 21.46kg ※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。 H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。							
当月ご使用量	69kWh						
ご参考	前年同月分 (5月19日～6月15日)	67kWh					
	前年同月差	+2kWh					
	前年同月比	+2.9%					

ご請求金額		6,935円		お支払期限日		7月18日	
(内訳)		円	銭	(内訳)		円	銭
基本料金		6,605	04	燃料費調整額		-	328 44
力率修正額		-	330 25	再エネ促進賦課金			96 00
電力量料金				消費税等相当額再掲			630 00
その他季料金		893	55	託送料金相当額再掲			622 00
				うち賠償負担金相当額			
				及び廃炉円滑化負担金相当額			16 56

当月指示数	15859.1
前月指示数	15790.0

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

計器番号 794.

当月指示数	
前月指示数	

今回検針日	6月16日	単価名称	年月日	1kWhにつき	
前検針日	7月19日	燃料調整費	5年 6月分	-4円 76銭	
			5年 7月分	-4円 76銭	
		再エネ発電促進賦課金	5年 6月分	1円 40銭	

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分		
領 収 金 額	*****	*****
消費税等相当額 (再掲)		
再エネ促進賦課金 (再掲)		
ご 契 約 種 別		
ご 使 用 期 間		
ご 使 用 量		
振 替 日		
お客さま 番 号	日程 所 番 号	口座名義 店 舗
		口座番号

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先>

関西電力株式会社

(電 話 番 号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお聴かめの上、必ず「0800」からお掛けください。

※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

営業時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～18:00です。

夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

中川 誠太 様

楽天力一ト株式会社

用

楽天カード (Visa)

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,899 円 支出年月日 令和 5 年 8 月 17 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 電気代（エアコン動力用） 7月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

山田 かな 様 2023 年 8 月 17 日

★ 4,899 -

但 7月分・エアコン代（山田かな負担分）
上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

大阪府議会議員（西淀川）
中 川 誠

事務所 〒555-0032

大阪市西淀川区大和

登録番号

TEL 06-6476-8012

中川 誠太 様

発行年月日: 2023/08/01

お客さま番号	日程	所	番	号		
供給地点特定番号	06	0161	1771	3041	5002	0000
年月分	5年 7月分	ご使用期間 6月16日から 7月18日まで				
ご契約種別	低圧電力					
ご契約容量	6kW 力率 90%					

9,797円 × 50%
= 4,899円

当月ご使用量	331kWh				
前年同月分 (6月10日～7月10日)	514kWh				
前年同月差	-183kWh				
前年同月比	-35.6%				

※CO2排出量	102.94kg
※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。 H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。	

ご請求金額		9,797円		クレジット支払		*****			
				お支払期限日		8月18日			
(内訳)		円 銭		(内訳)		円 銭		(内訳)	
基本料金		6,605 04		燃料費調整額		- 1,575 56			
力率修正額		- 330 25		再エネ促進賦課金		463 00			
電力量料金				消費税等相当額再掲		890 00			
夏季料金		3,405 48		託送料金相当額再掲		2,985 00			
その他夏季料金		1,230 25		うち賠償負担金相当額					
				及び廃炉円滑化負担金相当額		79 44			

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

当月指示数	16189.8		
前月指示数	15859.1		

計器番号 794

当月指示数			
前月指示数			

今回検針日	7月19日	単価名称	年月日	1kWhにつき	
前回検針日	8月18日	燃料調整費	5年 7月分	-4円 76銭	
			5年 8月分	-4円 76銭	
		再エネ発電促進賦課金	5年 7月分	1円 40銭	

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分		
領 収 金 額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
再エネ促進賦課金(再掲)		
ご 契 約 種 別		
ご 使 用 期 間		
ご 使 用 量		
振 替 日		
お客さま番号	日程 所 番 号	口座名義 店舗 口座番号

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電 話 番 号) 0800-777-8810

ご請求書でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。ご了承ください。
営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～18:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがご急ぎのご用件については承っております。

中川 誠太 様

2023/11/01

本社／東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号／03-6740-6740 (代表)

ご利用カード
楽天カード (Visa)

返金額

銀行店
な橋支店
りそな
歌島
普通

ポイント

(單位：円)

[illegible]

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☒ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 566 円 支出年月日 令和 5 年 8 月 17 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 山田 かな
支出内容 水道代 6月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

山田かな様 2023 年 8 月 17 日

★ 566

但6月分水道代(山田かな負担分)

上記正に領収いたしました

大阪府議会議員（西淀川）

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

中 川 誠

事務所 〒555-0032

大阪市西淀川区大和

〒555-0032 6-6476

